千葉県屋外広告物条例の施行に関する要綱

令和８年１０月２９日　制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、千葉県屋外広告物条例（昭和４４年千葉県条例第５号。以下「条例」という。）及び千葉県屋外広告物条例施行規則（昭和４４年千葉県規則第４６号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（知事が別に定めるもの）

第２条　規則第１４条第２項ただし書きに規定する知事が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一　自動車を利用する広告物のうち、バスの後部板及び外側板

二　電柱類を利用する広告のうち、袖付広告

三　消火栓標識利用広告

四　国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告等であって、法令等又は独自の規則・方法等により点検を行っているもの

２　知事は、広告物等の安全点検の適切な実施を確認するため必要があると認めるときは、前項に掲げる広告物等を表示又は設置する者に対し、当該広告物等を表示又は設置する者が定める点検に関する基準により行われている点検の実施に関し必要な報告を求めることができる。

第３条　規則第１４条第３項第四号に規定する知事が別に定めるものは、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会とする。

（その他）

第４条　この要綱に定めるもののほか、条例及び規則の施行に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。